平成２９年（フ）第１４１号
千葉県印旛郡栄町竜角寺台４丁目19番４号
破産者　髙橋　　浩
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２２２号
千葉県成田市並木町219番地18（101号）
破産者　黒田　伸治
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２４７号
千葉県佐倉市江原台２丁目15番地９　ビラ青木Ｄ203
破産者　大島　　淳
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２５６号
千葉県千葉市花見川区花見川１番２棟505号、破産手続開始決定時の住所千葉県佐倉市上座707番地47
破産者　吉田　　圭
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２７３号
千葉県富里市久能781番地２
破産者　小堀　祐子
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１９２号
東京都武蔵野市吉祥寺東町２丁目44番15号キャッスルＶ203
破産者　堀田　勝己
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８２１号
東京都昭島市緑町２丁目15番１―102号
破産者　小林　　薫
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２２号
三重県伊勢市川端町43番地２
破産者　倉井　邦和
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第６７号
三重県度会郡南伊勢町礫浦39番地４
破産者　加藤　泰之
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第１３６２号
大阪市浪速区湊町２丁目２番10―3304号
破産者　株式会社アモール
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５７号
神戸市兵庫区大井通２丁目１番33号
破産者　有限会社エフエル
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９号
長崎県長崎市高尾町47番32号
破産者　有限会社宮﨑工業
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３３３号
鹿児島県鹿児島市坂之上４丁目19番24号101号
破産者　肱岡　円香
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１１９号
北海道野付郡別海町別海99番地28
破産者　有限会社プラザ観光
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第４７号
福島市山下町８番15号七福神ビル１階
破産者　有限会社アサヒデジタル
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第１７７号
千葉県匝瑳市野手17147番地10
破産者　有限会社のさかエコー
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１９５号
千葉県旭市イの1840番地５
破産者　近江　宏征
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１０３９号
東京都世田谷区深沢３丁目15番６号　グランディール深沢203、開始決定時の住所横浜市南区堀ノ内町２丁目172番地　ハイツ美鈴101
破産者　鈴木カムイ雄太郎
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４５１号
川崎市高津区子母口91番地２
破産者　有限会社常山タイル
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５９３号
川崎市川崎区堤根49番地１
破産者　株式会社フジ（旧商号株式会社関東カメラサービス）
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３０７号
岡山市北区高松原古才323番地32　シャーメゾンアメニティ201号
破産者　渡辺雅友希
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部